札幌市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１０月 8 日

札幌市長　秋元克広

札幌市条例第 32 号

札幌市景観条例の一部を改正する条例

札幌市景観条例（平成１９年条例第５４号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第１号及び第２号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
（景観計画区域内における行為の届出） 第18条　（略） ２・３　（略） ４　法第16条第２項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第１項の規定による届出に係る行為が同条第７項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。 （景観計画区域内における行為の届出等の適用除外） 第19条　法第16条第７項第11号の条例で定める行為は、別表の左欄に掲げる景観計画区域の区分に応じ、それぞれ当該区域内における同表の右欄に掲げる行為とする。 （景観まちづくり推進区域における届出等） 第42条の８　（略） ２～６　（略） ７　景観まちづくり推進区域における地域届出対象行為が法第16条第７項各号（第11号を除く。）に掲げる行為に該当する場合は、第１	（景観計画区域内における行為の届出） 第18条　（略） ２・３　（略） ４　法第16条第２項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第１項の規定による届出に係る行為が同条第８項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。 （景観計画区域内における行為の届出等の適用除外） 第19条　法第16条第８項第12号の条例で定める行為は、別表の左欄に掲げる景観計画区域の区分に応じ、それぞれ当該区域内における同表の右欄に掲げる行為とする。 （景観まちづくり推進区域における届出等） 第42条の８　（略） ２～６　（略） ７　景観まちづくり推進区域における地域届出対象行為が法第16条第８項各号（第12号を除く。）に掲げる行為に該当する場合は、第１

改正前	改正後
項及び第３項後段の規定は適用しない。 ８　（略）	項及び第３項後段の規定は適用しない。 ８　（略）

附　則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。